

[illegible]

担当課

枚方市立穂谷川清掃工場 枚方市田口5丁目1番1号

名称

空き缶、びん・ガラス類再資源化処理業務委託

開始日

令和 7年 4月 1日から

終了日

令和 9年 3月 31日まで

内容

設計概要

設 計 金 額	金 円		備考	委託料	
				消費税相当額	
				計	
枚 方 市					
費 目	内 容		単位	金 額	摘 要
令和7年度処理予定量	空き缶、びん、ガラス類（4月～3月）	3,300	t		
上半期	処理予定量（4月～9月）	1,650	t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
下半期	処理予定量（10月～3月）	1,650	t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
令和8年度処理予定量	空き缶、びん、ガラス類（4月～3月）	3,300	t		
上半期	処理予定量（4月～9月）	1,650	t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
下半期	処理予定量（10月～3月）	1,650	t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
	合計	6,600	t		消費税10%込み

枚 方 市

令和 7 年度設計金額	金円		備考	委託料	
				消費税相当額	
計					
枚方市					
費目	内 容		単位	金 額	摘 要
令和 7 年度処理予定量	空き缶、びん、ガラス類（4 月～3 月）3,300		t		
上半期	処理予定量（4 月～9 月）1,650		t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
下半期	処理予定量（10月～3 月）1,650		t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
	合計3,300		t		消費税10%込み

枚方市

令和 8 年度設計金額	金円		備考	委託料	
				消費税相当額	
計					
枚方市					
費目	内 容		単位	金 額	摘 要
令和 8 年度処理予定量	空き缶、びん、ガラス類（4 月～ 3 月）3, 300		t		
上半期	処理予定量（4 月～ 9 月）1, 650		t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
下半期	処理予定量（10月～ 3 月）1, 650		t		
	処分 t 単価委託料		円		消費税10%込み
	合計3, 300		t		消費税10%込み

枚方市

空き缶、びん・ガラス類再資源化处理業務委託仕様書

1. 委託業務の目的

枚方市（以下「発注者」という。）は、一般家庭から収集した空き缶、びん・ガラス類を、それぞれの品目ごとに適正な再資源化及び一般廃棄物処理を行うため業務委託することとし、当該業務委託内容について定めるものとする。

2. 委託名称

空き缶、びん・ガラス類再資源化处理業務委託

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務委託内容

- (1) 空き缶、びん・ガラス類を穂谷川清掃工場内の保管場所（以下「ストックヤード」という。別添1を参照）から搬出（以下「搬出」という。）し、それぞれの品目ごとに適正な再資源化及び一般廃棄物処理を行う業務

- ① 空き缶とは、一斗缶よりも小さいスチール又はアルミ製の飲料缶、ペットフード缶、菓子缶、ミルク缶、食用油の缶、スプレー缶及びカセット式ガスボンベ缶等をいう。
- ② びん・ガラス類とは、飲料・調味料などのびん類、化粧びん、板ガラス、耐熱ガラス及びガラス製品類等をいう。ただし、再資源化处理できないびん・ガラス類については、受注者が一般廃棄物として処理する。

- (2) 空き缶、びん・ガラス類以外の廃棄物を可燃残渣（ポリ袋・紙類等）及び不燃残渣（乾電池・蛍光管・陶器類等）にそれぞれ適正に分別し、発注者が指定する清掃工場まで運搬及び搬入（以下「搬入」という。）する業務

可燃残渣（ポリ袋・紙類等）及び不燃残渣（乾電池・蛍光管・陶器類等）については、発注者が一般廃棄物として処理する。

- ① 可燃残渣（ポリ袋・紙類等）については、令和7年4月1日から令和7年10月31日までは、穂谷川清掃工場へ、令和7年11月1日から令和9年3月31日までは、東部清掃工場へ搬入し、ごみピットへ直接投入すること。（位置図1及び位置図2参照）
- ② 不燃残渣（乾電池・蛍光管・陶器類等）については、発注者が指定する場所へ搬入すること。

※なお、発注者が施設の運営上又は突発的な事情により、搬入先を変更する必要がある場合は、別途協議のうえ決定する。

※発注者は、(2)の残渣の分別処理が適正ではないと判断した場合、その搬入を認めないことがある。

※搬出及び搬入時は、発注者が所有する施設のトラックスケールで計量を行い、「(表 1)」の条件を満たす車両を使用し、空車時と積載時に計量を行う「2 度計量」とすること。

(表 1)

搬出及び搬入先の詳細
穂谷川清掃工場
枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号の所在地 (位置図 1 参照) ごみピット出入口高さ制限 : 3.3 メートル ピット搬入扉寸法 : 幅 3.6 メートル未満、高さ 5.6 メートル未満 トラックスケール計量範囲 : 車両総重量 30 トン未満、車幅 3 メートル未満、車高 4 メートル未満、ホイールベース 7.5 メートル未満
東部清掃工場
枚方市大字尊延寺 2949 番地の所在地 (位置図 2 参照) ごみピット出入口高さ制限 : 5.6 メートル ピット搬入扉寸法 : 幅 3 メートル未満、高さ 5.6 メートル未満、スロープ長 4.2 メートル トラックスケール計量範囲 : 車両総重量 30 トン未満、車幅 3 メートル未満、車高 4.5 メートル未満、ホイールベース 10.5 メートル未満

5. 処理方法及び再資源化比率

搬出した空き缶、びん・ガラス類は、受注者が所有する処理施設内で分別し、空き缶についてはアルミ原料及びスチール原料処理、びん類については白 (透明)・茶・その他の色に分別して、それぞれの色ごとにびん類の原料 (カレット) 処理を行うこと。

(1) 指定再資源化

アルミ原料、スチール原料及びびん類原料 (カレット) 処理した再資源化 (以下、「指定再資源化」という。) の比率 (以下、「指定再資源化率」という。) は、上半期 (4~9 月) 及び下半期 (10~3 月) ごとの期間 (以下、「期別」という。) の処理量において、55 パーセント以上にしなければならない。

(2) 任意再資源化

指定再資源化できないびん・ガラス類については、資源物の原料として再利用できる建設骨材等（サンド等）への再資源化（以下、「任意再資源化」という。）を行うこと。

(3) 総再資源化

指定再資源化及び任意再資源化を合わせた再資源化（以下、「総再資源化」という。）の比率（以下、「総再資源化率」という。）は、期別の処理量において 74 パーセント以上にしなければならない。ただし、任意再資源化を行わない場合は、指定再資源化により総再資源化率 74 パーセント以上にすること。

(4) スtockヤードの保管形態

空き缶、びん・ガラス類は、ポリ袋による混合形態で収集され、ストックヤードに集積されているものである。

6. 契約条件

(1) 契約金額は、1 トンあたりの処理金額を基本とした単価契約とする。

(2) 支払い金額は、月ごとの搬出量とし、搬出時に発注者のトラックスケールによって測定した量（10 キログラム単位）を基に(1)の単価を乗じて得た額（出来高払い）とする。（1 円未満は切り捨て）

(3) 受注者は、指定再資源化率及び総再資源化率の処理実績について、期別ごとに、発注者による精査を受けなければならない。

＜精査の基準月日＞

上半期：9 月末日

下半期：3 月末日

(4) 契約締結後、すみやかに次の書類を提出すること。

① 処理施設のフロー図

② 処理方法及び再資源化のフロー図

7. 処理見込み量

総処理量 約 6,600 トン（令和 7 年度～8 年度合計見込み量）

過去の実績は、別表のとおり

8. 受注者が所有すべき必要な設備等

(1) 処理施設

① 受注者は、搬出した空き缶、びん・ガラス類を適正に処理できる施設を所有すること。

- ② 受注者は、破袋機・選別ライン（手選別等）による日量 20 トン以上の処理能力を持つ選別施設を所有すること。
- (2) 受注者は、搬出した空き缶、びん・ガラス類を日量 20 トン以上搬出できる能力を有すること。
- (3) 受注者は、処理施設内にトラックスケールを所有すること。
- (4) 受注者は、常に 100 トン以上適正に保管できる場所を確保すること。（ロット保管等）
- (5) 受注者は、搬出し、処理した空き缶、びん・ガラス類を適正に保管できる場所を確保すること。（ロット保管等）

9. 業務従事者について

- (1) 受注者は、契約締結後、本業務に従事する運転手及び作業員（運転手兼作業員を含む）の氏名を明記した業務従事者名簿を速やかに提出すること。なお、契約期間中に生じた変更事項についても同様とする。
- (2) 受注者は、搬入・搬出車両の運転手の免許証（表裏）及びストックヤードで使用するホイールローダー等の操作者の技能講習修了証（表裏）の写しを提出すること。
- (3) 受注者は、前号に掲げる書類の提出を行っていない者を運転業務に従事させないこと。

10. 搬入・搬出車両について

- (1) 契約締結後、受注者は搬入・搬出車両の自動車検査証の写しを提出すること。なお、契約期間中に生じた変更事項についても同様とする。
- (2) 契約締結後、受注者は、速やかに搬入・搬出車両の自動車損害賠償責任保険（自賠責）及び自動車保険（任意）の写しを提出すること。自動車保険（任意）については、対人・対物・搭乗者保険を備えたものに加加入し、保険金額は、対人及び対物賠償共に無制限とすること。なお、契約期間中に生じた変更事項についても同様とする。
- (3) 搬入・搬出車両の検査又は故障等により代替車両（未登録車両）を使用する場合、受注者は、速やかに車種・登録番号及び使用期間等を届け出たうえで承認を得ること。

11. 搬入及び搬出について

- (1) 搬入は、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日（祝日不可）とし、搬出は、月曜日～金曜日（祝日可）とする。
ただし東部清掃工場への搬入は月曜日～金曜日（祝日不可）とする。

- (2) 搬入及び搬出の時間帯は、午前 8 時 45 分から正午まで、午後 1 時から午後 4 時までとする。なお、発注者が施設の運営上又は突発的な事情により、時間帯を変更する必要がある場合は、別途協議のうえ決定する。
- (3) スtockヤードからの搬出は、月曜日～金曜日の週単位で全量搬出に努めるものとする。なお、発注者が特に事情があると認めた場合は、この限りではない。

12. スtockヤードでの積み込み作業等について

- (1) 受注者は、積み込み作業に必要な機材（ホイルローダー等）を用意すること。また、操作は積み込み作業に必要な機材（ホイルローダー等）を操作できる資格を有する者が行うこと。
- (2) 搬出車両への積み込み作業等は、受注者で行うこと。
午前・午後とも 1 回以上/日の積み込みを行い、積み残し分はstockヤード内の指定場所に集積すること。なお、発注者が特に事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 搬出作業時は、受注者以外の者も作業を行っている場合があるため、受注者は、作業を行っている他の者と連携しながら安全作業に努めること。
- (4) 受注者は、常にstockヤードとその周辺の清掃と美化に努めること。

13. 運搬上の注意事項について

- (1) 空き缶、びん・ガラス類及び残渣の運搬については、常に積載物が飛散・落下しないようその防止に努め、万が一、積載物が飛散・落下したときは速やかに回収・清掃を行い、原状復帰に努めること。
- (2) 業務委託の履行中において発生した事故等については、受注者の責任で全て処理すること。

14. 報告について

- (1) 報告は、月単位とする。
また、月単位で発注者が指定する様式により処理実績及び内訳（金額入り）を報告すること。
- (2) 指定再資源化されたアルミ原料及びスチール原料は、それぞれについて再資源化量の引き取り証明書（資源物再生メーカー等に納入した際に発行される 2 度計量の計量証明書等）を添付すること。
- (3) 指定再資源化されたびん類原料（カレット）は、それぞれの色（白（透明）、茶、その他）ごとに再資源化量の引き取り証明書（資源物再生メーカー等に納入した際に発行される 2 度計量の計量証明書等）を添付すること。
- (4) 任意再資源化された資源物として再利用できる建設骨材等（サンド等）は、再

資源化量の引き取り証明書（資源物再生メーカー等に納入した際に発行される2度計量の計量証明書等）を添付すること。

- (5) それ以外で一般廃棄物処理された処理量の引き取り証明書（2度計量の計量証明書等）を添付すること。

15. 立ち入り調査について

業務委託期間中において、発注者は、この委託仕様書に基づいた処理状況及び現状把握のため、処理施設の立入調査や 14.で提出を受けた書類に記載された納入先への調査をすることがある。このとき受注者は、発注者から調査の要請又は立会いを求められた場合、協力するものとする。

16. 第三者委託について

受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。

17. 法令遵守について

受注者は業務委託の履行にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

18. 契約解除について

- (1) 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。
- ① 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が業務委託を継続できる見込みがないとき
 - ② この契約の履行にあたって、受注者に不正の行為があったとき
 - ③ その他、受注者がこの契約に違反したとき
- (2) 受注者は、正当な事由のあるときは、あらかじめ発注者の承認を得た上で、この契約を解除することができる。

19. 契約解除後の処理について

受注者の義務違反により契約を解除した場合、受注者は、発注者から搬出しストックしている空き缶、びん・ガラス類について発注者の承諾を得た上、運搬及び処分の業務を自らの負担において行うこと。

20. その他

- (1) 環境保全行政を推進しており、受注者においてもその趣旨を理解し、発注者が

別に定める「枚方市環境方針」に配慮するものとする。

- (2) 業務委託の履行中において、第三者との間で事故又は紛争等が発生した場合、受注者は、責任をもってその解決にあたり、発注者にその経緯を報告すること。
- (3) 受注者は、穂谷川清掃工場内及び東部清掃工場内での作業において、当該施設の管理運営事項に従うこと。
- (4) この委託仕様書の定めがない事項について疑義が生じた場合、発注者と受注者は、その都度協議して定めるものとする。

別表

(参考)

令和4年度の「空き缶、びん・ガラス類」の構成比及び処理実績

		数量 (単位: トン/年)	比率 (%)
びん・ガラス類	透明	745.780	25.71%
	茶色	590.300	20.35%
	その他色	135.820	4.68%
	建設骨材等 (サンド等)	341.280	11.77%
	計	1,813.180	62.51%
空き缶	アルミ缶	366.833	12.65%
	スチール缶	483.210	16.66%
	計	850.043	29.30%
残渣	不燃残渣 (受注者処理分)	178.200	6.14%
	不燃残渣 (穂谷川清掃工場返却分)	2.617	0.09%
	可燃残渣 (穂谷川清掃工場返却分)	56.670	1.95%
	計	237.487	8.19%
合計		2,900.710	100.00%

令和5年度の「空き缶、びん・ガラス類」の構成比及び処理実績

		数量 (単位: トン/年)	比率 (%)
びん・ガラス類	透明	718.580	25.58%
	茶色	540.080	19.23%
	その他色	232.640	8.28%
	建設骨材等 (サンド等)	492.180	17.52%
	計	1983.480	70.62%
空き缶	アルミ缶	302.491	10.77%
	スチール缶	467.060	16.63%
	計	769.551	27.40%
残渣	不燃残渣 (受注者処理分)	10.640	0.38%
	不燃残渣 (穂谷川清掃工場返却分)	2.439	0.09%
	可燃残渣 (穂谷川清掃工場返却分)	42.500	1.51%
	計	55.579	1.98%
合計		2808.610	100.00%

※表中の「不燃残渣 (穂谷川清掃工場返却分)」とは、空き缶、びん・ガラス類以外のもの
(乾電池・蛍光灯・陶器類等)

枚方市環境方針

＜基本理念＞

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

＜基本方針＞

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆

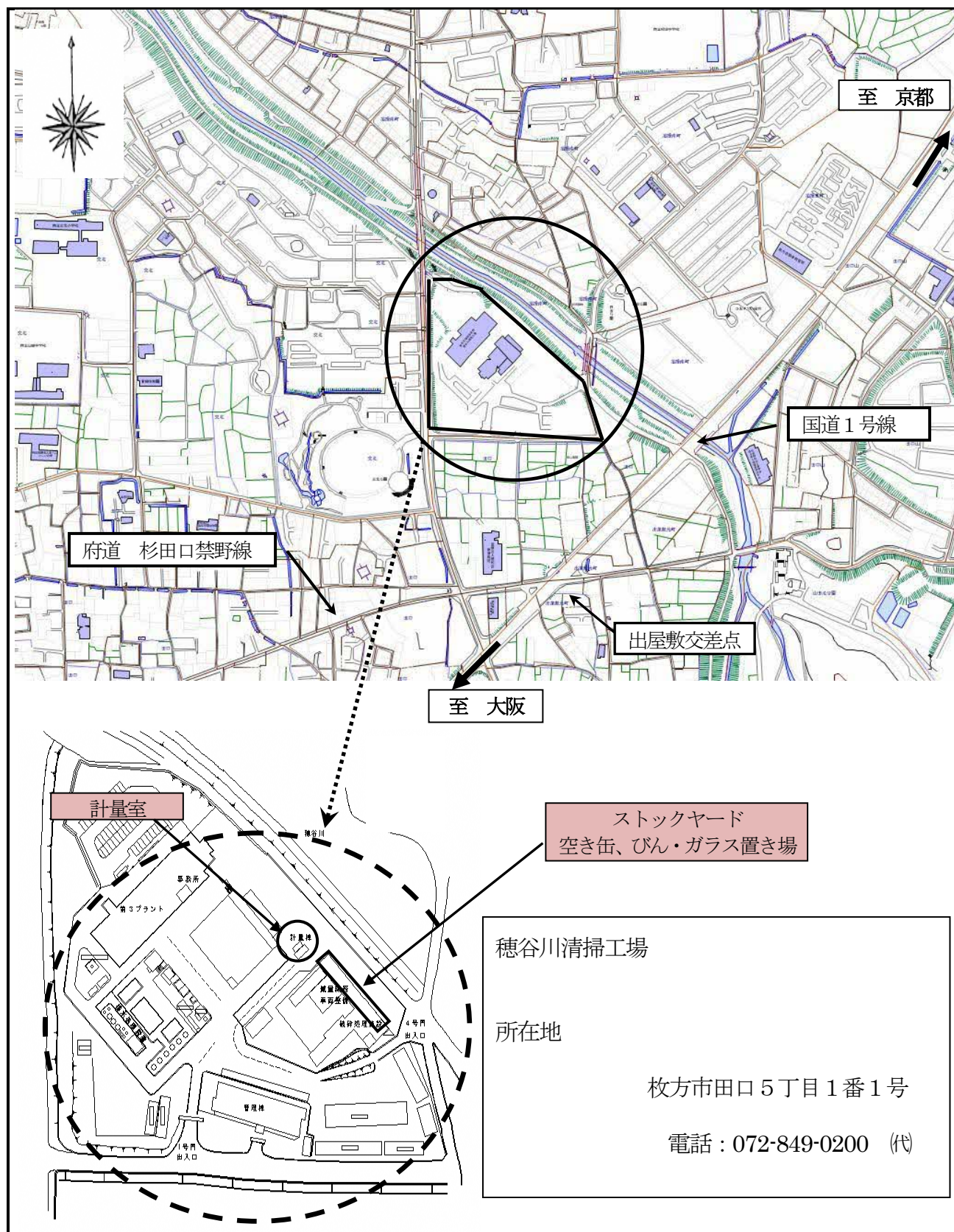
ストックヤード位置図



施行場所位置図

位置図 1

委託名 空き缶、びん・ガラス類再資源化処理業務委託



施行場所位置図

位置図 2

委託名 空き缶、びん・ガラス類再資源化処理業務委託

